

○白石町教育委員会会議傍聴人取締規則

平成17年1月1日

教育委員会規則第3号

改正 平成23年3月24日教委規則第1号

平成27年3月27日教委規則第2号

(傍聴の手続)

第1条 委員会会議を傍聴しようとする者は、傍聴人名簿に住所、氏名及び年齢を記載しなければならない。

(傍聴人の制限)

第2条 傍聴人が満員となったときは、いつでも傍聴を拒絶することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 酒気を帯びている者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、襟巻、外套、傘、杖等を着用し、又は携帯してはならない。
- (2) 委員の言論に対し賛否を表し、又は私語をしてはならない。
- (3) いかなる場合といえども議席に立ち入ってはならない。
- (4) 危険な物を携行してはならない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(違反に対する措置)

第5条 傍聴において前条各号に掲げた事項を守らず、また、議事を妨げる者があるときは、教育長は、これを制止し、もし、その命令に従わないときは、退場させるものとする。

(傍聴の禁止)

第6条 委員会で秘密会議の場合は、傍聴を禁止するものとする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日教委規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日教委規則第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（白石町教育委員会会議傍聴人取締規則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この規則の施行の際現に改正法附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の白石町教育委員会会議傍聴人取締規則第 5 条の規定は適用せず、改正前の白石町教育委員会会議傍聴人取締規則第 5 条の規定は、なおその効力を有する。